第7 徴税費等に関する調

# 1 年度別徴税費

(平成25年度~平成29年度)

	番	番 平成25年度 平成26年度			平成 2 7	年度	平成28	- 成25年 年度			
	号	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
		千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
① 徴 税 費(A+B+C+D)	1	2,901,563	100.0	2,932,129	100.0	3,208,101	100.0	3,259,345	100.0	3,157,303	100.0
人 件 費 ( A )	2	932,186	32.1	942,189	32.1	938,353	29.2	930,344	28.5	916,194	29.0
職員給	3	459,366	-	482,150	_	478,707	-	471,673	_	463,498	_
諸 手 当	4	275,774	-	262,465	_	271,378	-	269,990	_	264,988	_
時 間 外 勤 務 手 当	5	28,868	-	21,486	_	29,032	-	27,710	_	26,009	_
特殊勤務手当	6	2,211	-	2,355	_	2,071	-	1,670	_	1,568	_
その他の手当	7	244,695	-	238,624	_	240,275	-	240,610	_	237,411	_
その他の人件費	8	197,046	-	197,574	_	188,268	-	188,681	_	187,708	_
旅 費 ( B )	9	2,360	0.1	1,946	0.1	2,478	0.1	2,195	0.1	2,391	0.1
需 用 費 ( C )	10	86,271	3.0	85,314	2.9	80,252	2.5	76,074	2.3	85,401	2.7
需 用 費	11	41,765	-	41,624	-	39,276	-	37,512	-	43,877	-
通信運搬費	12	44,506	-	43,690	-	40,976	-	38,562	-	41,524	-
備品費	13	-	-	_	-	-	-	-	-	_	-
そ の 他	14	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-
徴 収 取 扱 費 等 ( D )	15	1,880,746	64.8	1,902,680	64.9	2,187,018	68.2	2,250,732	69.1	2,153,317	68.2
個人県民税徴収取扱費	16	1,457,704	-	1,463,942	-	1,442,183	-	1,441,262	-	1,453,219	-
地方消費税徵収取扱費	17	33,083	-	38,127	-	51,927	-	50,341	-	54,297	-
納税貯蓄組合連合会補助金	18	2,159	-	1,961	-	1,903	-	1,895	-	1,626	-
特別徴収義務者交付金等	19	252,751	-	254,838	_	247,461	-	226,669	_	227,763	_
そ の 他	20	135,049	-	143,812	_	443,544	-	530,565	-	416,412	-
②税収入(決算額)	21	81,613,957	-	82,649,422	-	90,354,275	-	90,931,807	-	90,635,763	-
③税収入に対する徴税費の割合 ①/②	22	_	3.6	-	3.5	-	3.6	-	3.6	_	3.5
④ 徴 税 職 員 数	23	150	-	147	_	144	-	144	_	144	_
事 務 吏 員 数	24	132	_	131	-	129	-	128	_	128	-
その他の職員数	25	18	-	16	-	15	-	16	_	16	-
⑤徴税職員1人当りの税収入額 ②/④	26	544,093	-	562,241	-	627,460	-	631,471	-	629,415	-
⑥徴税職員1人当りの徴税費 ①/④	27	19,344	-	19,946	-	22,278	-	22,634	-	21,926	-
人 件 費 (含 旅 費) (A+B)/④	28	6,230	-	6,423	-	6,534	-	6,476	-	6,379	-
物件費(含徵収取扱費等)(C+D)/④	29	13,113	-	13,524	-	15,745	-	16,158	-	15,547	-
注 1 「東黎市昌数」け 派遣略	. □	76 v 2. + 1	<b>Б</b> ж								

注 1 「事務吏員数」は、派遣職員を除いた実人員数である。

<sup>2 「</sup>徴税職員数」の「その他の職員」とは、非常勤職員及び臨時職員である。

# 2 個人県民税徴収取扱費交付額

(平成25年度~平成29年度)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	円	円	円	円	円
納税義務者数によるも (納税者数(人)					
県に払い込まれた金額によるも (払 込 金 額 (円)					
過誤納金及び還付加算金によるも	30,726,086	36,812,269	31,649,119	26,578,791	28,901,706
納期前納付による報奨金によるも	D 284,737	_	-	-	-
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 所得割額の還付(充当)によるも		8,263,254	9,362,855	6,337,924	6,374,229
交 付 額	1,457,704,713	1,463,942,326	1,442,182,734	1,441,262,325	1,453,219,212

#### 注 交付額の算定基礎は次による。

- 1 「納税義務者数によるもの」は、納税義務者一人につき3,000円。
- 2 「県に払い込まれた金額によるもの」は、平成18年度以前の課税分に係る払込金額の100分の7に相当する額。
- 3 「過誤納金及び還付加算金によるもの」、「納期前納付による報奨金によるもの」及び「配当割額又は株式等譲渡 所得割額の還付(充当)によるもの」は、それぞれ相当する額。

## 3 特別徴収義務者等に対する交付金

交付 年度	対象税目		特別徴収義務者交	ど付金	特別	數収指導交付金	交付額計	
平及		対象人員	対象税額	交付額	対象団体	交付額	交付額	
		人	円	円		円	円	
	ゴルフ場利用税	19	159,640,400	797,100	1	300,000	1,097,100	
2 5	軽油 引取税	117	9,627,848,818	241,733,200	1	4,000,000	245,733,200	
	産業廃棄物税	11	236,854,290	5,920,800	-	-	5,920,800	
	計	147	10,024,343,508	248,451,100	2	4,300,000	252,751,100	
		人	円	円		円	円	
	ゴルフ場利用税	17	148,564,100	741,900	1	300,000	1,041,900	
2 6	軽油 引取税	116	9,773,042,983	244,282,800	1	4,000,000	248,282,800	
	産業廃棄物税	11	220,540,444	5,513,000	-	-	5,513,000	
	計	144	10,142,147,527	250,537,700	2	4,300,000	254,837,700	
		人	円	円		円	円	
	ゴルフ場利用税	15	156,385,900	781,000	1	300,000	1,081,000	
2 7	軽油引取税	113	9,457,628,710	236,435,200	1	4,000,000	240,435,200	
	産業廃棄物税	12	237,819,815	5,944,900	-	-	5,944,900	
	計	140	9,851,834,425	243,161,100	2	4,300,000	247,461,100	
		人	円	円		円	円	
	ゴルフ場利用税	15	177,546,600	887,000	1	300,000	1,187,000	
2 8	軽油 引取税	109	8,645,474,947	216,130,400	1	4,000,000	220,130,400	
	産業廃棄物税	11	214,068,247	5,351,300	-	-	5,351,300	
	計	135	9,037,089,794	222,368,700	2	4,300,000	226,668,700	
		人	円	円		円	円	
	ゴルフ場利用税	15	164,914,300	823,800	1	300,000	1,123,800	
2 9	軽油 引取税	108	8,725,853,880	217,794,900	1	4,000,000	221,794,900	
	産業廃棄物税	11	193,803,417	4,844,600	-	-	4,844,600	
	計	134	9,084,571,597	223,463,300	2	4,300,000	227,763,300	

注 1 特別徴収義務者交付金の算定基礎は次による。

- (1) ゴルフ場利用税に係るものは、交付年度の前年度において納期内納入した額の100分の0.5。
- (2) 軽油引取税及び産業廃棄物税に係るものは、交付年度の前年度において納期内納入(徴収猶予期間内納入を含む。) した額の100分の2.5。
- 2 特別徴収指導交付金は、特別徴収義務者を構成員とする団体に対して予算の範囲内で交付する。

#### 4 市町村に対する交付金

	個人県民税 徴収取扱費 交 付 金	ゴルフ場 利 用 税 交 付 金	自動車取得税 交 付 金		県民税配当割 交 付 金	県民税株式等 譲渡所得割 交 付 金	地方消費税 交 付 金
	円	円	円	円	円	円	円
鹿 角 市	46,915,452	-	47,075,000	4,778,000	6,329,000	5,928,000	595,314,000
小 坂 町	7,138,255	_	8,205,000	861,000	1,140,000	1,068,000	106,684,000
大館 市	106,957,611	4,912,250	61,515,000	13,398,000	17,790,000	16,690,000	1,424,065,000
北秋田市	44,574,983	6,470,275	47,567,000	4,965,000	6,564,000	6,138,000	619,666,000
上小阿仁村	3,035,043	_	4,422,000	288,000	380,000	354,000	41,340,000
能代市	75,930,264	_	49,720,000	9,730,000	12,867,000	12,035,000	1,052,012,000
藤里町	4,395,768	-	7,794,000	381,000	499,000	465,000	56,746,000
三 種 町	22,885,513	10,344,250	23,211,000	2,346,000	3,103,000	2,903,000	294,364,000
八峰町	9,724,660	4,929,225	9,599,000	971,000	1,282,000	1,199,000	126,665,000
秋 田 市	469,125,304	56,832,265	175,615,000	78,390,000	103,865,000	97,293,000	6,247,913,000
男 鹿 市	37,609,824	6,170,150	35,496,000	4,203,000	5,554,000	5,193,000	510,421,000
潟 上 市	46,354,132	_	27,130,000	5,403,000	7,166,000	6,717,000	567,775,000
五城目町	12,620,683	_	11,467,000	1,380,000	1,827,000	1,711,000	170,675,000
八郎潟町	8,424,210	_	5,016,000	971,000	1,285,000	1,203,000	104,519,000
井 川 町	6,530,001	_	7,432,000	705,000	930,000	869,000	90,155,000
大 潟 村	5,696,980	-	18,582,000	1,263,000	1,641,000	1,518,000	63,089,000
由利本荘市	114,854,603	-	104,883,000	14,076,000	18,592,000	17,377,000	1,502,344,000
にかほ市	36,795,084	-	39,008,000	5,026,000	6,643,000	6,211,000	463,897,000
大 仙 市	115,482,200	12,805,380	151,357,000	13,653,000	18,051,000	16,883,000	1,565,410,000
仙 北 市	36,393,818	-	43,503,000	3,770,000	4,979,000	4,653,000	512,963,000
美 郷 町	27,585,081	_	50,559,000	2,718,000	3,584,000	3,346,000	357,749,000
横手市	127,478,375	5,897,500	111,182,000	15,189,000	20,079,000	18,778,000	1,754,750,000
湯沢市	62,928,231	-	55,022,000	6,832,000	9,050,000	8,478,000	890,487,000
羽 後 町	20,357,161	_	20,648,000	1,902,000	2,526,000	2,370,000	270,218,000
東成瀬村	3,425,976	-	6,103,000	281,000	375,000	353,000	44,757,000
合 計	1,453,219,212	108,361,295	1,122,111,000	193,480,000	256,101,000	239,733,000	19,433,978,000

- 注 算定基礎は次による。
  - 1 個人県民税徴収取扱費交付金は、納税義務者数×3,000円等である。(第7 2 「個人県民税徴収取扱費交付額」の注記参照)
  - 2 ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場利用税の収入額の10分の7である。
  - 3 自動車取得税交付金は、自動車取得税の収入額の100分の66.5相当額を道路の延長及び面積であん分したものである。
  - 4 県民税利子割交付金は、県民税利子割の収入額の100分の59.4相当額を過去3年間の個人県民税の収入額によりあん分したものである。
  - 5 県民税配当割交付金は、県民税配当割の収入額の100分の59.4相当額を過去3年間の個人県民税の収入額によりあん分したものである。
  - 6 県民税株式等譲渡所得割交付金は、県民税株式等譲渡所得割の収入額の100分の59.4相当額を過去3年間の個人県民税の収入額によりあん分したものである。
  - 7 地方消費税交付金は、清算後の地方消費税収入額の2分の1に相当する額について、市町村の人口及び従業者数(社会保障財源分については市町村の人口)で按分したものである。

### 5 納税貯蓄組合連合会補助金交付額

県連合会の事務に要する経費				(※)対象事業に要する経費						補助金
構成員数 a	(a×15,000)A	定額分 B	計 (A+B) ①	市町村数 c	(c×30,000)C	中学校数 d	$(d \times 10,000)D$	計(C+D)②	返納額 ③	の 額 (①+2-3)
	円	円			円		円	円	円	円
9	135,000	620,000	755,000	13	390,000	64	640,000	1,030,000	159,153	1,625,847

- 注 この調は、秋田県納税貯蓄組合連合会に対する補助金交付額について作成したものであり、交付基準は次による。
  - 1 県連合会の事務に要する経費

県連合会の構成員(地区連合会(地区連合会がない地域にあっては市町村連合会))の数に15,000円を乗じた額に620,000円を加算した額

2 対象事業(※)に要する経費

対象事業において地区連合会又は市町村連合会が分担する市町村数に30,000円を乗じた額と、当該市町村に所在する中学校の数に10,000円を乗じた額との合算額

※対象事業とは、全国納税貯蓄組合連合会が国税庁との共催により実施する中学生の「税についての作文」募集事業のうち、県連合会及び その構成員が分担して行う事業